



新発田民主商工会
新発田市豊町2-3-3
TEL 0254-22-4390
FAX 22-4705
2016.4.18
No 2005

今週の商工新聞...♪♪もおすすめ

- ◆一面...民商に相談して良かった 差押解除・記帳・法人化
- ◆二面...インボイスの問題点 消費税の正体を暴露!
- ◆三面...京都・上京民商『商いカフェ』で経営のヒント
- ◆六面...相談コーナー 生前給付の生命保険金の税金は?

税金「一括支払い」に困つたら

「納税緩和措置」を活用しよう!

消費税等の国税や地方税を、納期限までに一括で納付できない人のために、法律では納税を猶予する「納税緩和措置」があります。災害・病気・休廻業等のときの「納税の猶予」と、一括納付すると事業継続や生活できない状態になるときの「換価の猶予」です。

「換価の猶予」は、これまで稅務署長の職権によるものでしたが、私たち民商・全商連の運動と日本共産党の国会論戦が結実し、今年度から納税者自身が「申請」できるようになりました。この申請型「換価の猶

予」が認められると、①「差し押さえ」が猶予または解除され、②高額な「延滞税」の一部が免除されます。支部や班会で、「納税緩和措置」について学び合い、活用できるようにしましょう!

みんなで集まり、相談し、「換価の猶予」申請書を記入!



新発田民商は7日、申請型「換価の猶予」の学習会を開催し、「申請書」と「財産収支状況書」の記入の仕方などを学び、完成させました。当日は、「分納」申請で稅務署側と交渉した5人の会員と事務局員らが出席。参加者は「稅務署からは3回までなら分納は可能といきれない。頑張って『申請書』を作成し『換価の猶予』を求めていきたい」「下書きを自分で作ってきたが、みんなと話し合って、自分の不充分な点が発見できた。集まって相談する」とが大切だと感想・意見を述べ、申請時に自らの営業の実態を訴え、「換価の猶予」が認められるよう頑張ろうと話し合いました。

今後の日程

- | | | |
|----------|---------------|------------|
| 4月17日 | 県婦協総会 | 新潟市ユニゾンプラザ |
| 4月19～20日 | 労働保険・年度更新の手続き | |
| 4月20日 | 各界連 第2回世話人会 | 午後7時 |
| 4月21日 | 共済会理事会 | 午後7時 |
| 5月1日 | メーデー | 午後1時 |
| 5月9日 | 婦人部三役会 | |

◆5月2日号の「商工新聞」は休刊となります

新発田市・「住宅リフオーム助成」の募集
・補助金額 工事費の20%（上限20万円）
・但し、①中学生以下の子供がいる3世代同居世帯の場合は、工事費の30%（上限30万円）
②7歳以上の世帯又はその人と同居世帯③障がい者（1・2級）世帯又は同居世帯
・申請期間 5月1日～7日 抽選制
・申請書類 営業や仕事の確保に大いに活用しますよ！
「営業用チラシ」が必要な方はお申し下さい。

次回は、5月13日（金）です。初めての方も、ぜひ気軽にご参加ください！



参加者は、パソコンで会計ソフトを操作しながら、分からないことや思い通りいかないことなどを分かってきた。「教えてもらつたことを自宅で挑戦してみたい」と語っていました。